

高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度（以下、「就学支援金」という。）及び高校生等臨時支援金事業（以下、「臨時支援金」という。）とは、**学生や保護者の方の授業料負担を軽減するために国が実施する返還不要の授業料支援**です。

全国の高校生が対象であり、国立高等専門学校では**第1学年～第3学年の学生が本制度の対象**となります。（在籍期間が36月を超える方など、一部例外があります。）

支援を希望する／しないにかかわらず、全員、所定の手続きが必要です。

※就学支援金・・・年収約910万円未満の世帯を対象に、授業料の一部または全部を負担不要とする制度。

※臨時支援金・・・就学支援金の対象外である年収約910万円以上の世帯を対象に、授業料の一部を負担不要とする、令和7年度限りの予算事業。

2. 就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

就学支援金及び臨時支援金は**学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません**。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額のみ、以下のとおりご負担いただくこととなります。

（国立高等専門学校の授業料は、年間23万4,600円（月額換算19,550円）(a)です。）

判定基準※1	世帯年収目安※2	国からの支給額(b)	授業料本人負担額(a)-(b)
30万4,200円以上	約910万円以上	年間11万8,800円※3 月額換算9,900円	年間11万5,800円 月額換算9,650円
15万4,500円以上 30万4,200円未満	約590万円以上 約910万円未満	年間11万8,800円 月額換算9,900円	年間11万5,800円 月額換算9,650円
15万4,500円未満	約590万円未満	年間23万4,600円 月額換算19,550円	0円

※1) 次の計算式(課税標準額は両親2人分の合計額)により判定します。

〈令和7年7月～令和8年3月に就学支援金の申請をする場合〉 課税地は令和7年1月1日時点の住民票所在地
(令和6年1月～12月の所得に基づく市町村民税の課税標準額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

保護者等全員(父母両方(収入が無くても必要)の課税標準額で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータルの「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

※2) **両親の一方が働き、高専生1人(16～17歳)・中学生1人の4人世帯の目安です。実際は※1の計算式で判定しますので、世帯年収590万円未満の場合でも支給額が年間118,800円となる場合もあります。**

※3) 判定基準が30万4,200円以上の方は、就学支援金の審査で不認定となることをもって高校生等臨時支援金の支給対象となります。そのため、**判定基準が30万4,200円以上の場合も就学支援金の申請が必要です。**

〈その他の留意事項〉

※令和7年1月1日時点で住民票が日本国内にない等の理由により、保護者等全員または一方の課税標準額が確認できない場合、支給額は一律月額換算9,900円となります。

※**年度途中で保護者等(所得確認対象者)の変更(離別)・税額の更正等があった場合は、速やかに学校へお申し出ください。**

※令和4年7月以降、早生まれの生徒(※)が申請を行う場合、〈所得判定基準〉の算定式は次のとおりとなります。

(市町村民税の課税標準額 - 3.3万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額 (保護者等合算額)

(※)例：令和7年7月分～令和8年6月分の判定の場合、平成21年1月2日～4月1日生まれの者。詳しくは学校にお問い合わせください。

(裏面有り)

3. 必要な手続き

就学支援金及び臨時支援金の各種手続きの際には、文部科学省作成の就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を利用し、申請・届出いただきます。

その際に、保護者等の「個人番号（マイナンバー）」を「e-Shien」にて登録頂くこととなります。

<就学支援金又は臨時支援金を希望する際の手続き方法・時期>

各人により、申請方法が異なりますので、該当する方法で申請してください。お手元にはマイナンバーカードまたは、個人番号がわかるものをご用意ください。

《7月（支給期間：R7.7～R8.6月分（3年生はR8.3月分まで）、申請期限：7月30日）》

原則として、必ず就学支援金と臨時支援金の両方の手続きをしてください。

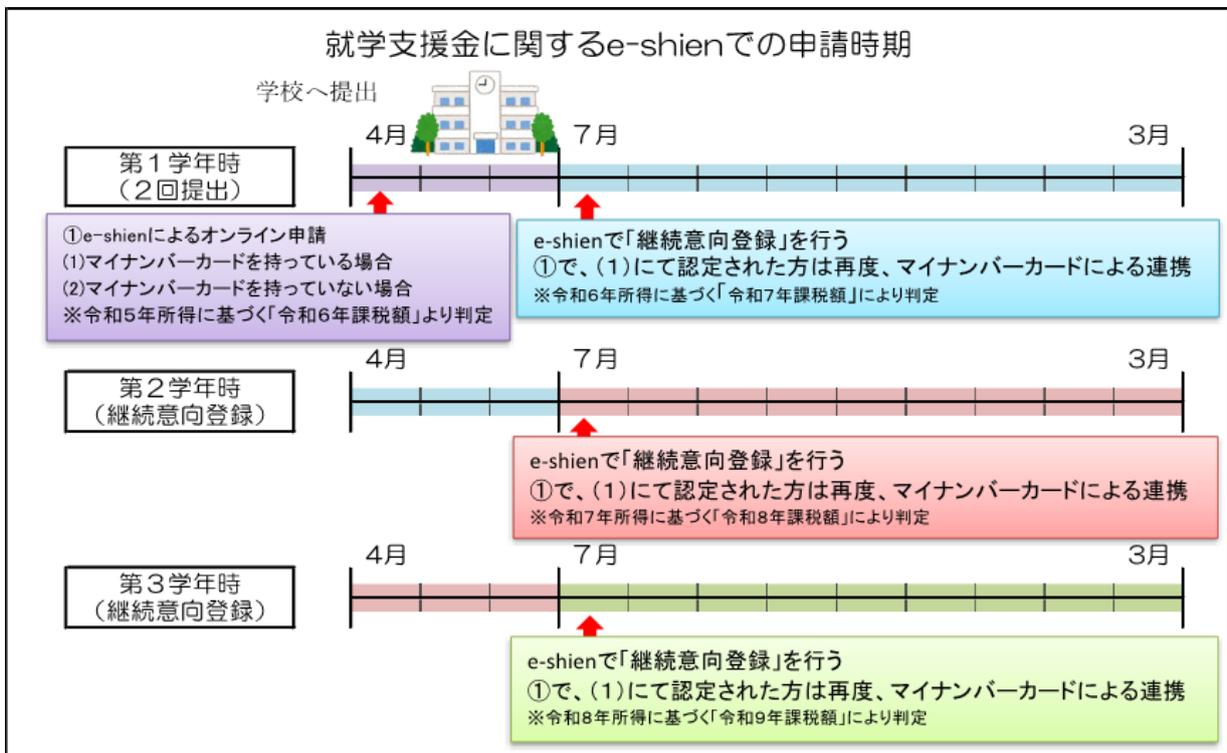
<注意事項（共通）>

- e-Shien のログインID・パスワードがわからない場合は、学校へお問い合わせください。
- **「③臨時支援金の意向登録」の前に画面を閉じると、e-Shien では臨時支援金が申請できなくなります。**万が一閉じてしまった場合、学校へお問い合わせください。（紙媒体の提出等が必要となる場合があります。）

対象	申請方法
<p>以前、就学支援金の申請をして、不認定となった場合</p> <p>又は</p> <p>以前、就学支援金の意向登録の際に「所得制限に該当する、またはほかの理由により申請しない」と回答した場合</p>	<p>詳細な手続きについては、「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ② 就学支援金新規申請&臨時支援金申請編」をご参照ください。</p> <p>QR⇒ </p> <p>①就学支援金の意向登録 e-Shien にログインし、就学支援金の意向登録へ進み、「<u>高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。</u>」を選択してください。</p> <p>②就学支援金の受給資格認定申請 ①の意向登録後、認定申請ができるようになりますので、e-Shien 上の案内とマニュアルに従い、登録してください。</p> <p>③臨時支援金の意向登録 上記の受給資格認定申請後に引き続いて e-Shien 上で臨時支援金の意向登録を行います。</p>
<p>現在、就学支援金の支給を受けていて、前回からの申請・届出の間に保護者情報の変更がない場合</p> <p><u>（保護者情報の変更の例：離婚、再婚、死別、養子縁組、生活扶助の受給、今年1月1日時点の課税地がそれ以前と異なる、収入状況の登録方法を変更したい）</u></p>	<p>詳細な手続きについては、「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ③ 就学支援金継続届出&臨時支援金申請編」をご参照ください。</p> <p>QR⇒ </p> <p>①就学支援金の継続意向登録 e-Shien にログインし、就学支援金の継続意向登録へ進み、「<u>現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています</u>」、保護者等情報の変更は「<u>ありません</u>」を選択してください。</p> <p>②就学支援金の収入状況届出 上記の意向登録後に、収入状況届出ができるようになりますので、e-Shien 上の案内とマニュアルに従い、入力・登録してください。</p> <p>③臨時支援金の意向登録 上記の収入状況届出の後に引き続いて e-Shien 上で臨時支援金の意向登録を行います。現在、就学支援金受給している場合でも、必ず臨時支援金も意向登録をしてください。（今回の判定で就学支援金の支給対象外となった場合に、代わりに臨時</p>

	<u>支援金の支給を受けるため、必要です。)</u>
<p>現在、就学支援金の支給を受けていて、前回からの申請・届出の間に保護者情報の変更があった場合 <u>(保護者情報の変更の例：離婚、再婚、死別、養子縁組、生活扶助の受給、今年1月1日時点の課税地がそれ以前と異なる、収入状況の登録方法を変更したい)</u></p>	<p>詳細な手続きについては、「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ④ 就学支援金変更手続&臨時支援金申請編」をご参照ください。</p> <p>QR⇒ </p> <p>①就学支援金の継続意向登録 e-Shien にログインし、就学支援金の継続意向登録へ進み、「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています」、保護者等情報の変更は「あります (②以外の理由)」を選択してください。</p> <p>②就学支援金の保護者等情報変更届出 上記の意向登録後、保護者等情報変更届出が可能となりますので、e-Shien の案内とマニュアルに従い、各種情報を入力してください。</p> <p>③臨時支援金の意向登録 上記の保護者等情報変更届出の後に引き続いて e-Shien 上で臨時支援金の意向登録を行います。現在、就学支援金受給している場合でも、必ず臨時支援金も意向登録をしてください。(今回の判定で就学支援金の支給対象外となった場合に、代わりに臨時支援金の支給を受けるため、必要です。)</p>

<手続き時期のイメージ (現在第1学年の場合) >



※その他、随時の要件に該当する内容が発生した場合は、随時届出が必要となります。

4. 就学支援金／臨時支援金制度の諸注意

- 虚偽の記載をして申請し、国に就学支援金及び臨時支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 就学支援金は前年以前の課税標準額により支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります。 その場合でも、やむを得ない理由（「疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難な場合」や、「自己の責めに帰すべき理由によらない離職」等）により収入が著しく減少した場合は、前年の課税所得によらず、家計急変支援制度により授業料と就学支援金との差額について支援を受けられる可能性があります。 詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。
- 就学支援金の所得確認は、原則として次の方法で行います。
- ・次のいずれにも該当しない場合 → 保護者等（親権者）の所得結果を合算した額
 - ・離婚等で保護者等（親権者）が一人の場合 → その保護者等（親権者）の税額
 - ・親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合 → 未成年後見人の税額
 - ・学生が主として他の者の収入で生計を維持している場合 → その方の税額
 - ・親権者も生計維持者もない場合 → 学生本人の税額
- 国立高等専門学校は、年額を2回（前期・後期）に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から支給が始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に支給が終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

《重要》

- 就学支援金受給中に 以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
- ・休学・復学
 - ・婚姻またはその解消等による保護者等（所得確認対象者）の変更があった場合
 - ・収入の修正申告や税額の更正決定により所得に変更があった場合（それ以前の所得の変更も対象）

5. 参考資料・Web サイト

[Oe-Shien ログイン](#)



[○就学支援金制度の概要（文部科学省 Web サイト）](#)



[○国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ②就学支援金新規申請&臨時支援金申請編](#)



[○国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ③就学支援金継続届出&臨時支援金申請編](#)



[○国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ④就学支援金変更手続&臨時支援金申請編](#)



問合せ先
米子工業高等専門学校
学生課学生係
TEL : 0859-24-5023